

**新型コロナウイルス感染症  
イベントベースサーベイランス事業について**

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

令和3年9月9日

## 1. イベントベースサーベイランスとは

体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下「イベント」という。）をもとに早期に検査を行うことで、新型コロナウイルス感染症の**クラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止する**、感染拡大防止策のひとつです。

### 【これまでの検査との違い】

これまでの検査では、症状のある方が地域の診療所等を受診し検査を受ける場合や、保健所の感染者調査に基づき接触者の検査を行う場合、または感染拡大時において高齢者施設等を積極的に検査する場合など、医師の判断に基づき検査の必要性を判断し検査を行っております。

イベントベースサーベイランスにおいては、医師や行政が検査の必要性を判断するのではなく、各施設において一定のイベントがあった場合、現場の気づきによって検査を行うことで、より早期に状況を把握し、感染拡大防止に向け対応することが可能です。

## 2. 事業の概要

### ○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する。

### ○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）、幼稚園  
保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

### ○検査基準（イベントが発生していると判断する基準）

検査の基準は各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合とする。なお、「普段と異なる風邪様症状者の発生」については以下の指標を参考とする。

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合。
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合。

### ○委託検査機関

（株）近畿予防医学研究所 （株）ファルコバイオシステムズ （株）BML （株）デルタバイオメディカル

### ○検査費用

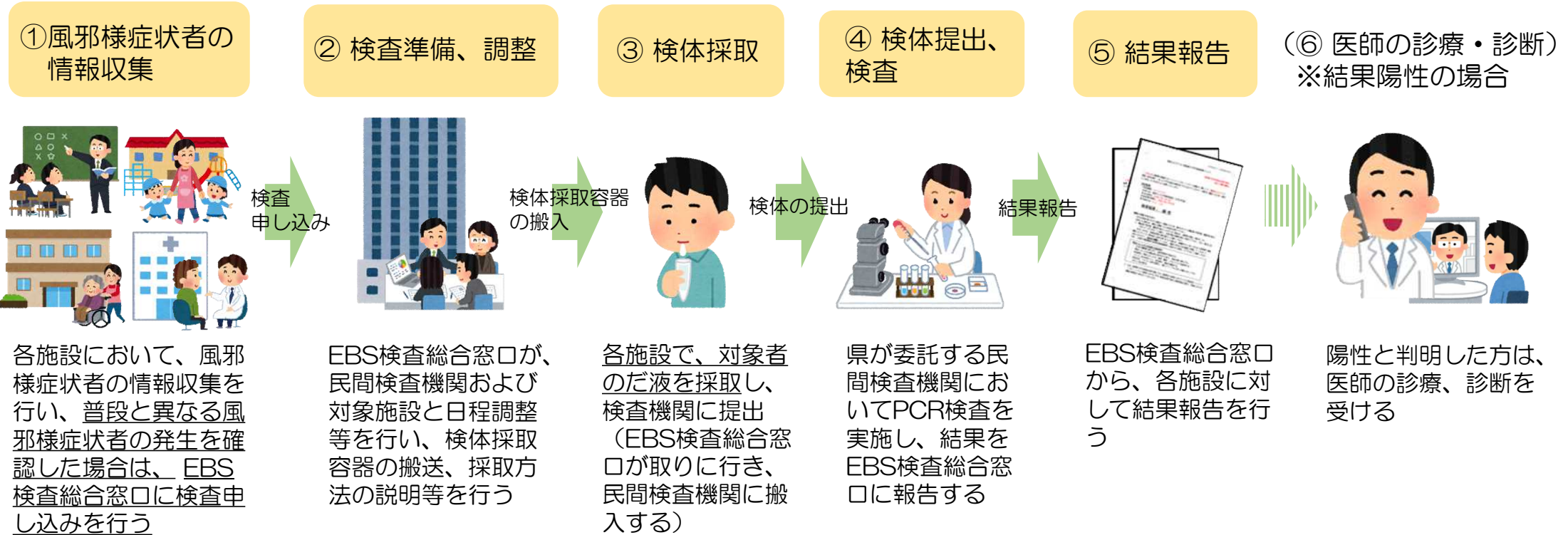
本事業にかかる検査は全て公費で行うこととし、施設や受検者本人に費用負担が生じないものとして実施する。  
（検査の結果陽性と判明した場合の医療機関受診にかかる費用は自己負担あり）

## 2. 事業の概要

### ○受検の流れ

本事業では、イベント発生施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を設置します。

検査基準に該当した施設は、このEBS検査総合窓口と検査の日程調整等を行っていただき、受検いただきます。概要としては以下のとおりです。



### 3. 事業の具体的な流れ

#### (1) 風邪様症状のある方の情報収集および連絡

各施設の管理者またはフロアの責任者等が、施設内の風邪様症状者の発生状況を把握するとともに、発生状況が検査基準に該当した場合は、本事業への参加同意書および申込書に記入のうえ、EBS検査総合窓口へ提出する。

EBS検査総合窓口の問い合わせ先、申込書等の提出先については、下記URLまたはQRコードにアクセスし、ご確認ください。

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/320621.html>



連絡事項：風邪様症状者の人数、具体的な症状および呈している期間、ユニットまたはフロア等の単位およびその人数、医療機関の受診の有無およびその結果など

### 3. 事業の具体的な流れ

#### (2) イベント発生時の施設の検査

- ① イベント発生時の連絡を受けたEBS検査総合窓口は、施設の特性や検体採取方法等に応じて民間検査機関を選定し、イベント発生施設と検査の日程調整等を行う。  
同時に、感染症対策課および管轄保健所と情報共有する。
- ② EBS検査総合窓口は、イベント発生施設に連絡し、検査の説明、日程調整、検査キット・必要物品の送付等を行うとともに、イベント発生施設と調整し、民間検査機関への検査依頼書を作成する。  
(検査の範囲はユニットまたはフロア単位、クラス単位等)
- ③ イベント発生施設は、受検者またはその家族に説明、理解を得たうえで、送付された検査キットを用い検体を採取し、EBS検査総合窓口を通じて民間検査機関へ採取した検体を提出する(採取検体はEBS検査総合窓口が施設まで取りに伺う)。
- ④ 民間検査機関は検査を実施し、EBS検査総合窓口へ結果の報告を行う。
- ⑤ EBS検査総合窓口は、イベント発生施設へ結果の報告を行うとともに、感染症対策課および管轄保健所と結果の共有を行う。
- ⑥ イベント発生施設は、検査の結果を受検者に伝えるとともに、検査の結果陽性となった者がいる場合は、本人からEBS検査総合窓口へ連絡し、受診調整を受けるよう説明する。

## 4. 相談窓口

### (3) 相談窓口

各施設において、検査基準に該当するか迷うなど、事業にかかる相談がある場合は以下の県庁担当課が相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

※検査自体にかかる質問はEBS検査総合窓口にて対応します。

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/320621.html>



### ◆施設種別ごとの相談窓口

高齢者施設：滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
電話：077-528-3523  
メール：kaigo@pref.shiga.lg.jp

障害者施設：滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
電話：077-528-3544  
メール：ec0002@pref.shiga.lg.jp

学校、幼稚園：滋賀県教育委員会保健体育課  
電話：077-528-4614  
メール：ma08@pref.shiga.lg.jp

保育関連施設：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局  
電話：077-528-3553  
メール：em0004@pref.shiga.lg.jp

私立学校等：滋賀県総務部私学・県立大学振興課  
電話：077-528-3270  
メール：bi00@pref.shiga.lg.jp

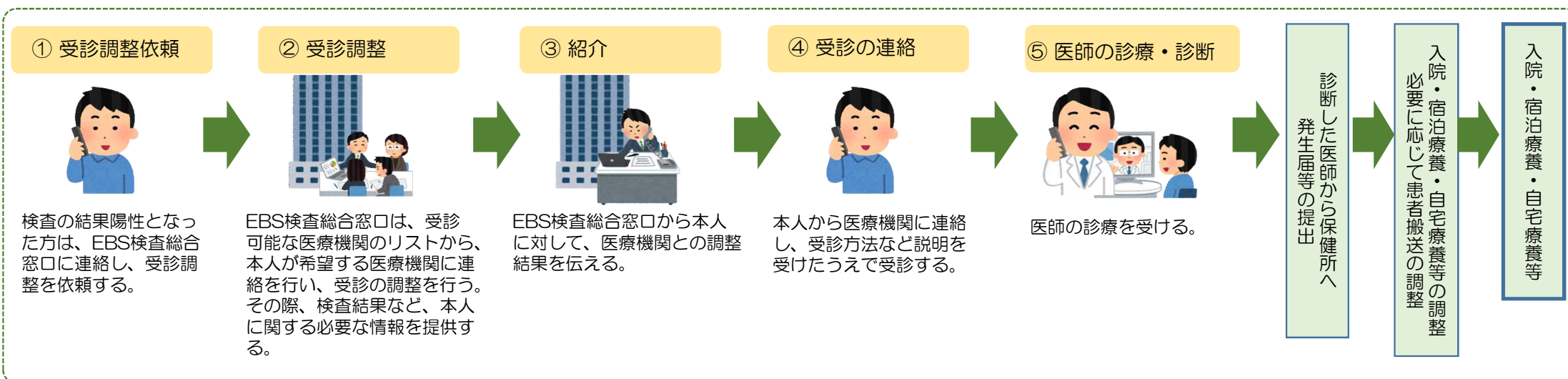


## 5. 陽性と判明した方の医療機関受診について

検査の結果陽性であった場合、以下のフローのとおり別途県が委託するEBS検査総合窓口を通じて、医療機関で診療および診断を受けて下さい。

### ○受診調整の流れ

1. 本事業において陽性が判明した場合、陽性と判明した本人は、県が別途委託するEBS検査総合窓口へ連絡する。
2. 連絡を受けたEBS検査総合窓口は、本事業に協力いただける医療機関リストの中から、お近くの医療機関をいくつか提案し、**本人に受診したい医療機関を選んでいただく。**
3. EBS検査総合窓口は、本人が受診を希望する**医療機関あてに受診調整の連絡**を行い、本人に関する必要な情報を提供させていただくとともに、**受診の諾否等を確認**する。
4. EBS検査総合窓口は、本人に対して医療機関名・連絡先を伝達し、電話をかけるよう案内する。
5. 医療機関は、**本人からの連絡を受け、診療（電話等によるオンライン診療を含む）**を行い、新型コロナウイルス感染症患者と診断した場合は、最寄りの保健所に発生届等を提出する。



### ○留意事項

県は、事前に本事業に協力可能な医療機関のリストを作成するとともに、EBS検査総合窓口と共有するなど、検査の結果陽性と判定された方が円滑に医療機関の受診につながるよう調整を図る。



## 6. Q&A

- Q1（質問） 検査基準に該当しない場合でも様式2の風邪様症状者の数など報告が必要ですか。  
A1（回答） 報告の必要はありません。検査基準に該当した場合にご報告下さい。

- Q2（質問） 普段と異なる風邪様症状者が発生しているなど、検査基準に該当した場合、いつ報告すればいいですか。  
A2（回答） 検査基準に該当していることが判明次第、出来る限り速やかに報告してください。

- Q3（質問） 利用者、家族、保護者への説明はいつ、どのようにすればいいですか。  
A3（回答） 利用者、家族、保護者等への説明については、本事業参加時に十分行っていただき、検査が必要となった際には円滑に検査ができるようご協力下さい。  
また、受検にあたっては、可能な限り、本人または家族から同意を得るようにして下さい。

- Q4（質問） イベント発生時の検査の対象範囲はどの範囲ですか。  
A4（回答） 検査の対象範囲は、イベントが発生しているユニット、フロア、またはクラス等の単位の職員、利用者、児童、生徒、園児全員です。

## 6. Q&A

- Q5（質問） 検査に必要な検体（だ液）は誰が、どのように採取しますか。  
A5（回答） 自分で採取可能な場合はご自身で採取いただき、難しい場合は施設職員や家族等が介助いただくようお願いいたします。検体採取方法は、唾液採取を基本とし、具体的には、検査時にEBS検査総合窓口から各施設に対して説明させていただきます。
- Q6（質問） 検体を採取する日は複数日設けられますか。  
A6（回答） 検体採取日は1日のみ指定いただきます。検体には保存可能期間があるため、基本的に検体採取の翌日検体回収となります。検体回収日の、回収までの時間に採取いただくことは可能です。
- Q7（質問） 検査をする際に休みや夜勤等で検体採取できない場合はどうすればいいですか。  
A7（回答） 検体採取日に不在となる方や、だ液の採取が困難な方等について、無理に採取する必要はありません。検体採取できた方の検査の結果を受け、陽性者が判明した際には、保健所が改めて検査対象等を決定します。なお、体調不良の方が検査を受けるために出勤や出席等されることが無いようご注意ください。
- Q8（質問） 体調不良の人がいるが、本事業での検査が決まっているため、受診は控えていいか。  
A8（回答） 体調不良の職員、利用者がある場合は、その症状に応じて適切に受診いただくとともに、本事業の検査を待たれることが無いようご注意ください。

## 6. Q&A

Q9（質問） 採取した検体はどのように検査機関に提出すればいいですか。

A9（回答） 本事業においては、EBS検査総合窓口が施設まで検体を取りに伺いますので、検査機関まで運んでいただく必要はありません。

Q10（質問） 検査の結果陽性であった場合は、どのように医療機関受診すればいいですか。

A10（回答） 検査の結果陽性であった場合、本人からEBS検査総合窓口にご連絡いただき、診療（電話診療等を含む）が可能な医療機関の受診調整を行います。受診調整後は、自ら医療機関にご連絡いただき、診療・診断を受けていただくこととなります。

Q11（質問） 検査基準に該当しているのか分からない、迷う場合はどうすればいいですか。

A11（回答） 本事業にかかるご質問等があれば、県庁担当課までご相談下さい。なお、検査自体にかかる質問はEBS検査総合窓口にて対応します。